

いちえいの 市議会通信

第9号

発行者 阿賀野市議会議員 天野 市榮(いちえい)
事務所
連絡先
メール



市民ファースト！
市民目線の市政実現に向け、
市議としての職責を果たします。

【挨拶】

皆さん、こんにちは。今年は丙午(ひのえうま)。新しいことや諦めかけていたことに挑戦すると良い結果に繋がる年になるとされています。大きな飛躍のチャンスをしつかりと掴みましょう。私はふるさと阿賀野市の更なる発展を目指して、市政の監視と政策提言を行ってまいります。

第九号では令和七年九月定例会の一般質問の概要についてお知らせします。

令和七年九月定例会



一 市長交際費について

(質問)平成二八年七月に阿賀野市長交際費の支出及び公表に関する要綱が制定され、同年八月からは市のホームページで市長交際費の支出状況が月単位で公表されている。同要綱第一条(趣旨)では「公正で透明な市政を推進し、市民の市政に対する理解と信頼を深めるため」としている。第二条(支出基準)では支出された市長交際費を「祝儀」、「会費」、「弔慰」など七つに区分し、第三条では第二条に定める区分に基づき公表項目として「支出日(支払原因の発生日)」、「支出区分」、「支出内容」、「支出金額」を挙げている。

なお「弔慰」に関しては、平成一七年四月から「阿賀野市弔慰規程(内規)」に基づき支出されており、同規程別表には弔慰金(香典・供花)の支出対象となる公職者(現職・元職)の職名が明記されている。

市長交際費の予算額については平成二八年年度から令和二年度までは百四〇万円、令和三年度から五年度までは百三〇万円、令和六年度からは百八〇万円に引き上げられた。

この要綱が制定されるまでの間は、どのような基準・ルールに基づき市長交際費が支出されていたのか。

(答弁)弔慰については内規、その他については出席依頼などの通知文書等に会費の記載があれば記載の金額、ない場合は原則五〇〇〇円、他市も出席する行事等では他市との均衡を図り、随時判断している。

(質問)平成二八年七月(年度途中)に要綱を制定した理由・経緯は何か。

(答弁)市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で透明な市政の推進を図ることを目的に制定した。(★1)

(質問)要綱二条に定める各経費は全て市長が当該行事等への出席・参加に伴う支出と考えてよいか。その場合は市長の「公務」にあたるかと考えてよいか。

(答弁)係争中のため答弁を差し控える。(★1)

(質問)市長交際費(香典など)はその都度、現金払い(資金前途)で支出されているが、どのようにして支出のチェックが行われているのか。また市長交際費は普段、金庫で現金の状態で保管されているのか。資金(現金)の管理責任者は誰か。

(答弁)係争中のため答弁を差し控える。(★2)

(質問)公表項目の「支出日(支出原因の発生日)」とはどういう日付か。

(答弁)係争中のため答弁を差し控える。(★3)

(質問)「贈答」のなかには「新大医学部教授あいさつ」として支出された経費(贈答品代)があるが、これは、市長自らが新大医学部を訪問した上で支出された経費と考えてよいか。

(答弁)係争中のため答弁を差し控える。(★4)

(質問)弔慰規程によれば「弔慰」には香典と供花の二種類あるが、一般的に

香典は葬儀に参列した上で遺族(喪主)に手渡しされ供花は葬儀会場に献呈される。市長交際費の「弔慰」も一般慣習に倣って公職者の葬儀に参列した上で支出されているのか。この場合、弔慰に関する「支出日」とは葬儀のあった日付か。

(答弁)係争中のため答弁を差し控える。(★5)

(質問)香典や供花の名義は誰か。

(答弁)係争中のため答弁を差し控える。(★6)

(質問)公職者の死去に伴う弔慰金の支出にあたり必要な個人情報(死去した公職者の氏名・住所、喪主の氏名・住所、葬儀会場・葬儀日など)をどのようにして収集しているのか。特に市外に居住する元公職者が死去した場合、情報の収集が極めて困難と考えるがどうか。

(答弁)係争中のため答弁を差し控える。(★7)

(質問)ホームページでは死去した公職者の肩書は公表しているが氏名は公表されていない。氏名を公表しない理由は何か。要綱の趣旨を踏まえれば公表すべきと考えるがどうか。県や新潟市、上越市、湯沢町など県内の一部市町村では肩書と氏名を公表している。

(答弁)個人情報保護の観点から阿賀野市情報公開条例第十条第二号の規定により公表できないものと考えている。

【ここからは再質問】

(質問)私が市を相手に市長交際費について提訴した行政事件が二件ある。一件は情報公開請求に関する訴訟である。市長交際費(弔慰金)の支出について情報公開請求を行った結果、不開示となった公職者の氏名と喪主の氏名の開示を求め提訴した(裁判は終結)。もう一件は市長自ら

が出席していないにもかかわらず、代理出席した市職員を通じて香典を喪主に渡していることが公職選挙法違反(第一九九条の二第一項(寄附の禁止)※1)の違法な支出であるとして、市の会計に返還することを求める住民訴訟(裁判は係属中)である。

特に住民訴訟については、私の市長時代と明らかに異なる運用実態(違法な支出)が認められるとして住民監査請求を経て提訴に踏み切った。なお、これら二件の裁判はいずれも田中前市長時代の事件である。住民訴訟については既に証拠調べは終わり、来月一〇月二三日に新潟地裁で判決が予定されている。裁判では弔慰金の違法な運用実態を明らかにすべく証人申請を行ったが認められなかったことから、今議会で一般質問として通告した。

私の市長時代を思い起こすと、公職者(元職・現職)の葬儀に出席するにあたり、当時の秘書係長から香典を渡される際に市長自ら葬儀に出席しないと公職選挙法違反になるとの説明を受けた。そこで私は阿賀野市名義の香典と自分名義の香典、合わせて二通の香典を持つて葬儀(通夜)に参列した。市長が交代したらそうでない運用実態が情報公開請求の結果判明した。

なぜ要綱が平成二八年の七月に突然制定されたのか疑問に思っている。実は同年の五月に公職選挙法違反(公職選挙法第一九九条の二第一項(寄附の禁止)※2)違反の疑いで田中前市長が刑事告発されている。結果は不起訴となったが、この事件が全国紙(読売・毎日)の新潟版に掲載され、この事件に関連してNHK新潟放送局でも夜の県内ニュースで報道された。この事件が要綱制定のきっかけになったのではないかと考えているのだが、市長はこの事件をご存じか。

(答弁)知らない。

(質問) 要綱二条に定める経費は全て市長自らが当該行事等に出席、参加したことに伴う支出と考えてよいか。

(答弁)全て公務である。(市長交際費を)公務以外に使うことはない。(★2)

(質問)今議会に提出された「会議・行事等出席報告書」には六月二日から九月二日までの間に市長が出席した公務について、日時、会議・行事の名称、出席者などが細かく掲載されている。これと市のホームページで

公表されている市長交際費の支出状況を照合した結果、ホームページには掲載されているが、出席報告書には掲載されていないものが幾つかある。例えば報告書には六月二十七日一六時に阿賀野市災害対策本部員災害対応訓練という記載があるが、同日、市農業委員会農業委員の逝去に伴い香典一万円が支出されている。仮に市長が葬儀に出席していれば、これも公務になるので報告書に掲載されるべきと考えるがどうか。

(答弁) 葬儀には出席していないが、(故人の自宅に) 出向いて家族に届けた。(★3)

(質問) ホームページには七月一七日に新大医学部教授挨拶として贈答品代として五四〇〇円が支出されている。市民病院の医師確保を図る意味でも市長の新大医学部教授への挨拶回りの意義は大きい。このような活動(公務)も市議会に報告頂きたいが、どうか。

(答弁) 新大教授への挨拶回りは議員が市長時代の頃よりもたくさんやっている。(★4)

(質問) 市長交際費は資金前渡で支払い(現金払い)することが多いことから、口座振替払いと比較して取扱いや管理についての厳格性が要求される。一般的論としてどのような留意点があるのか。

(答弁) 係争中のため答弁を差し控える。(★8)

(質問) 一般的には香典を渡しても領収書は発行されない。市長交際費から支出した香典について情報公開請求したら、死去した公職者の氏名と喪主の氏名が墨塗された支払い証明書(写し)の交付を受けた。この書類には担当課長の私印を押して支払いを確認しているようだが、なかには押していない書類も散見された。この書類が香典の領収書になるのか。

(答弁) 私は領収書が発行されたら全て担当係に渡している。(★5)

(質問) 資金前途による支払い日というのはどういう日か。正当債権者に現金を渡した日を指しているというふう

に理解してよいか。例えば祝儀とかの会費であれば、主催団体の会合に出席して金品を渡した日というふう

に理解してよいか。

(答弁) 係争中のため答弁を差し控える。(★9)

※1 公職選挙法では政治家が選挙区内の人や団体に対して寄附を行うことは、時期や理由を問わず禁止されている。ただし政治家本人が葬儀に出席して提供した香典(寄附)などは処罰されない。また代理で寄附をした者も処罰される。詳しくは、

総務省のHPを参照↓



※2 こちらを参照↓



【シン】(辛)・一言市栄

○毎度のことではあるが、私の一般質問に対する加藤市長の答弁には誠意が感じられない。特に今回はひどすぎる。裁判を理由にした答弁拒否が九件(★)、質問の論点をわざとずらして答えるはぐらかし答弁が五件(★)もあった。はぐらかし答弁は田中前市長時代にもあった。

○議員の質問権は執行機関の業務執行状況の監視や政策提案などを通じて、行政課題を明らかにするために行われる議員固有の権限だ。

○我々議員は市民の代表として市民から付託を受けて議会に臨んでいる。このような不誠実な対応は市民を愚弄するに等しいのではないか。

